

豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業における収集運搬時の事故等の報告について (収集運搬事業者報告基準)

1 目的

「豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬に係る安全性と環境保全の確保に関する協定書」第9条及び第12条に基づいて、収集運搬事業者が市へ報告する事故等に関する情報について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 適用

この基準は、豊田 PCB 廃棄物処理事業に係る PCB 廃棄物の収集運搬時に発生した PCB 漏洩事故やトラブル等の報告について適用する。

3 収集運搬事業者からの事故情報、トラブル等の報告

収集運搬事業者は、以下の事故情報、トラブル等について速やかに市へ報告を行うこととする。

(1) 緊急度 1 ※原則、公表は市内の事故等に限る。

- ア 保管事業所等における収集時の法基準を超える濃度の PCB の事業所外への漏洩
- イ 運搬時のトラブル等による周辺への法基準を超える濃度の PCB の漏洩
- ウ 収集運搬作業時における労働災害による作業員等の死亡又は大きな傷病を負った場合

(2) 緊急度 2

- ア 法基準を超える濃度の PCB の事業所内での漏洩事故
- イ 未承認で市域の指定ルート以外を走行した場合
- ウ PCB 濃度が不明な油類の漏洩事故 (PCB を含有する可能性が高い場合)

(3) 緊急度 3

- ア 未承認で市外の指定ルート以外を走行した場合
- イ 作業員の労災事故が発生した場合
- ウ 収集運搬時のトラブル等が発生した場合
- エ 処理対象物以外の搬入があった場合
- オ 法基準を超える濃度の PCB の漏洩事故に該当しない事例 (漏洩対策で留まった場合、インナートレイ内の漏洩など)

4 市の情報提供

市は、事故情報等について、上記の (1) から (3) の取扱い区分に応じ、関係自治区、豊田市 PCB 処理安全監視委員会、市議会及び報道機関等へ必要な情報提供を行うこととする。

5 用語の定義

漏洩事故

通常想定していない状況で想定外のところへ、法基準等を超える濃度の PCB が漏洩した場合を対象とする。

ただし、想定範囲内の漏洩で、あらかじめシート、受け皿、吸着マットなど必要な対策がとられて回収等されている場合は、漏洩事故に該当しない。

また、滲みで止まる場合は漏洩事故とまではみなさない。

附則

(施行期日)

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。